

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「子の監護に関する処分（養育費）調停・審判」の手續

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払いを求めて調停（審判）を申し立てることができます。

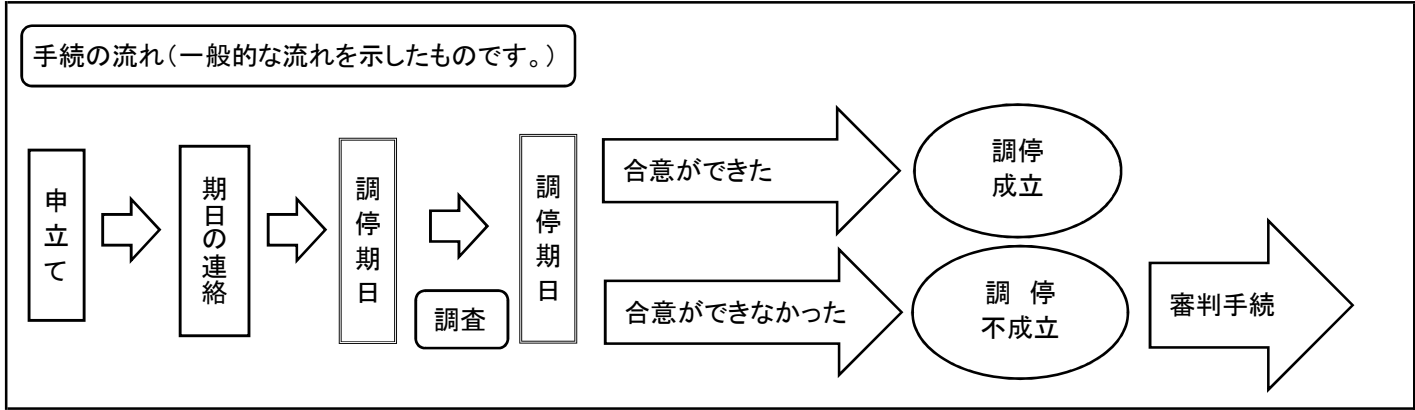
また、一度決まった養育費であってもその後事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。

調停手續では、養育費がどのくらいかかっているのか、申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 両親が離婚していない場合に子の養育費の支払について話し合いたい場合は、夫婦関係調整（離婚）や婚姻費用分担の調停の中で話し合うことができます。

申立てをする人	父又は母
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：子の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 収入印紙・・・子一人につき1200円 ☐ 連絡用の郵便切手 ●調停申立て[140円×1枚、84円×5枚、10円×5枚、2円×5枚] ●審判申立て[500円×4枚、140円×1枚、100円×2枚、84円×5枚、10円×5枚、2円×5枚]
申立てに必要な書類	☐ 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 ☐ 事情説明書1通 ☐ 送達場所等の届出書1通 ☐ 進行等照会書1通 ☐ 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※3か月以内に発行されたもの ☐ （収入に関する書類）源泉徴収票、給与明細等の写し 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。



注 家事事件手續（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

（送付先）

〒880-8543

宮崎市旭2丁目3番13号 宮崎家庭裁判所受付係（TEL0985-68-5146）